

關涉する道は開かるべきである。斯かる際に於ては、國家公安委員會の勸告に基き總理大臣は國家地方警察の都道府縣部隊に對し、指揮權を行使することができる。但し、右の措置は二十日以内に議會の批准を要する。斯くすることに依り、中央政府の獨斷的警察關涉に對し、都道府縣警察の權限を擁護し得ると同時に國家利益に對し充分なる保護を與へ得るであろう。

過去に於て、日本警察制度の變つた一つの面は警察官が犯罪調査又は犯人の逮捕若は公安の維持に關係なき幾多の行政的機能をも司つたことである。斯かる行政的機能は凡て當該事項を管轄する特定の行政省（*Ministry*）の非警察的代表者が之を行ふべきであり、又地方公共團體に分科委讓を適當とする時は「地方公共團體は其の財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する機能を有する」と規定した舊法の條章に從つて地方公共團體に委讓すべきである。

連合軍總司令部 G I 2 民間情報部公安課
一九四七年九月三十日附號 (A P O 五〇〇)

日本警察の改組に伴う日本政府官吏の感度の決定
に關する件

一、總論

a、原則

- (1) 一九四七年四月十六日日本法律第六十七號地方自治法の規定に依り、眞の地方自治を確立すること。
 - (2) 適當な國內治安維持（警察）力を保持すること。
- b、降伏後の基本的政策のうちにある禁止事項
- (1) 日本は陸海軍又は民兵をもちえない。
 - (2) 日本は憲兵隊をもちえない。
 - (3) 日本は適當な警察力を持ちうる。
- 、決定し國內治安の維持と兩立しうる最大限の地方的管理の中層をえた方法

(1) 決定に對しての當公安課の立場

(2) 決定に従うために必要な既存計畫の全面的改正

d、「反政論」をなさざることの重要性

(1) 既に決定された根本原則は動かすべからざるものである。

(2) 期間がないため重大な変更を必要としない限り、我々は固く迄原案を固執する。

(3) 非常に重要なことは、飽く迄反政論をなすことが警察組織の力を全面的に破壊する恐れがあること云うことである。

(4) 速やかに實行可能な後案を決定し、速急に着手したときは直ちに當公安課と偽議されたい。

二 この案に悉いて創設されねばならないもの

a、國家地方警察——與えられた使命を達成するために必要な紋章専門家、書記、統計専門家、化学者、照像學者、通信や指紋の専門家等（非制服員）をもつ三万の組織警察隊よりなる國家地方警察

b、二〇一〇の都市警察——九万五千以内の組織警察隊よりなる都市

(自治体)警察

備考

現在國家警察制度の下において維持していると同様の態率を保持するため、前記獨立の警察の一部は、その定員を増加する必要がある。

三 斯かる警察を創設、設立する方法

a、立法

b、日本中央政府よりの次のものに對する訓令並びに實行命令

(一) 公安隊——内務省

(二) 全國の地方自治体

o、日本政府の主務官吏による當公安課との常時連絡

d、第八軍政府の現地連絡並びに情報組織に基く當公安課警察班員による警察並びに現地警察

o、日本政府の文藝口スボークスマンによるラデオ、新聞、雑誌を通

じすの臨時の情報公報

四、設立後の國家地方警察のなすべき事項

ア、國家地方警察隊に對して行政的監督を保持すること。

イ、全國警察通信組織を維持すること。

ウ、各府縣並びに國家地方警察本部に併設並に刑務情報局を設立し維持すること。その目的のため必要なる事項は次の通りである。

(1) 全國の警察に情報を提供するための犯罪統計刑事情報を蒐集並びに刊行し、及び警察業務並びに前手続の近代的發達について臨時通達すること。

(2) 全國的犯罪傾向に關する公報を臨時發表すること。

エ、次の如き如何なる範圍の國家的非常事態にも對應し得るような警察の統合計劃を立案すること。

(1) 東京、横濱、大阪、神戸の如き大都市

(2) 府縣

(3) 地區或は警察地方管區

(4) 島嶼——北海道、本州、九州、四國

(5) 全國

オ、獨立の市に次の事項に必要な部課を設置すること

(1) 警察通信を管理すること

(2) 國家地方警察の行政上の要請に資すること

(3) 國家非常事態法案を裏付する管理機關の基礎的機構を設立すること

フ、國家地方警察の設備又は現任の職員に對して其の任用を希望する獨立都市警察で使用し得る様な能力の訓練を府縣單位で實施すること。

グ、地方的に總ての獨立警察との連絡を維持すること

ハ、天皇警衛の監督に任ずること

三、都市警察が設立された後遂行すべきこと

左の目的のためにその管轄区域内において完全な責任を負うよ
に準備すること

- (1) 法律及秩序の維持
- (2) 生命財産の保護
- (3) 犯罪の捜査
- (4) 犯人の発見及逮捕並びに其の一時拘束
- (5) 交通取締
- (6) 國家地方警察隣接自治体警察地方裁判所及民事との連絡調整の
實施及維持
- (7) 自己の警察隊を管理すること。

(8) 新任者の募集、訓練或は國家地方警察の縣警察學校と取組み
をなし訓練施設の提供を受ける。

六、日本政府が當公安課より利用しうる技術的知識

a 左記圖表

- (1) 行政監督（國家地方警察）
- (2) 執行監督（國家地方警察）
- (3) 連絡調整（國家地方警察）
- (4) 警察と檢察官との關係（國家地方警察）
- (5) 非常權力（國家地方警察）
- (6) 組織機構（國家地方警察）
- (7) 國家消防局の組織機構（後報ノ予定）
- (8) 雜型圖表、國家地方警察局
- (9) 同、第一管區、札幌
- (10) 同、第二管區、仙臺
- (11) 同、第三管區、甲府
- (12) 同、第四管區、岡山

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第五管區、高松

第六管區、熊本

國家地方警察官房

國家地方警察警務部

國家地方警察管區本部

國家地方警察總督本部

國家地方警察犯罪捜査局

完全な都市警察機構（警視廳含圖）

警道局

警道方面區

警道地區

刑事局

交通局

少年監警局

雜型圖表、都市警察專門勤務局（技術局）

同、同 人事局

同、同 訓練局

組織表、町、人口一五〇〇〇—一五〇〇〇

同、町、人口一五〇〇〇—二五〇〇〇

同、市又は町人口二五〇〇〇—一五〇〇〇〇

同、市、人口一五〇〇〇—一五〇〇〇〇

同、市、人口一五〇〇〇—一四〇〇〇〇

b 要求あるときは技術的助言

c 施設の改造

七 東京警視廳

a 都知事及びその公安委員會の下に東京に首都警察を設立すること。

b 其の責任區域内に於て前記五ノa項に記述されたような都市警察と同様の施設と機能を保持するよう準備すること。但し法律によ

り、他の獨立警察に對して規定されたよりな訓練基準及び全般統
一を除いて國家地方警察に關係なく警視廳自体の訓練施設を保持す
ることはこの限りではない。

六 中央政府の建物財産及び施設の警備制度

a 中央政府の要求に應ずる特別警備制度を東京及び其他日本全國に
設けなければならぬ。

公安課長

H、E、P、R、I、A、M 大佐

警察改組案

昭和二十二年九月十六日總理大臣宛極東司令官
書翰参照

一、警察の責任は左記の事項内に限定せらるべきこと

- (一) 犯罪の豫防
 - (二) 犯罪活動の抑壓
 - (三) 犯人即ち刑法違反者の發見及び逮捕
 - (四) 生命及び財産の保護
 - (五) 法及び秩序の維持
 - (六) 交通取締及安全交通
 - (七) 令狀、召喚狀其他主務當局より指令された法廷關係文書の執行
- 現在警察が行つてゐる警察本來の機能以外のものは他の政府機關に移譲
する。現在の警察機構の中に入つてゐる衛生課、消防部、人口調査局、
經濟統制其の他を警察部から除去することを完成する。警察 (civil police)
の職員は鐵道、銀行、占領軍等の警備の如き特殊警備活動を行はぬ。

三 現在の警察組織を改組して國家地方警察 (*National Rural Police*) 以下 *N.R.P.F.* 或は *N.R.P.* と略す) 及び約二〇一〇の獨立せる自治體警察 (*Municipal Police Force*) とする。

三 *N.R.P.F.* は左の如き (上下の) 機構を有する。

a、*N.R.P.F.* (國家地方警察) と消防廳 (*Fire Defence Board*) との行政的管埋を行ふ目的を以て國家公安委員會 (*National Public Safety Commission*) を設置する。

(一) 別表に示すが如く *N.R.P.F.* の統制及調整を確立し、制定法中に之を適當に記述されしなればならない。

(二) *N.R.P.F.* の機構は別表に示す處に即應して之を發展せしめ、制定法中に適當に之を定めなければならぬ。

b、在東京の全國本部 (*National Headquarters in Tokyo*) は總務長官 (*Director General*) を長とし、總務長官は同部の行政的管埋、訓練、及び職務遂行 (*Performance*) に関し國家公安委員會に對し責任を負ひ、且つ其の責任に相應する權限を有する。

。管區本部 (*Regional Headquarters*) は日本の要地六個所に置く、管區 (警察) 長官 (*Regional Director*) は其の管區を掌理し地方的單位の警察部隊の管埋と統制に関し、總務長官に對し責任を負ふ。又管區 (警察) 長官は其の時の警察の問題に關して府縣警察部局を調整し活動と手續が統一して行はれる様に促進する。尚府縣知事、府縣警察委員會其他府縣官吏と緊密な連絡を保ち、其れ等と協力して國家の政策、法律、規則、規定に相即應して警察に關する問題に就ての地方的政策を實施する。

d、四十六の府縣警察區 (*Prefectural Police Division*) は各府縣の首都に本部 (*Headquarters*) を有し、府縣 (部隊) 警視 (*Prefectural Troops Superintendents*) に依つて行政的管埋を受け、同警視は自己の管轄下に在る警察職務の適當な處理と遂行及び人事に關して管區、(警察) 長官 (*Regional Director*) に對し其の責任に任ずる。四十六の警察部又は警隊の執行的監督 (*operational control*) に関しは府縣公安委員會 (*Prefectural Public Safety Commission*) が法律の定めるところにより

府縣知事に對し其の責に任ずる。各部隊監視は各々其の定められたる地域内に於ける法律の執行に關して公安委員會に對し其の責に任ずる。各府縣地方警察區 (*Prefectural Rural Police Division*) は幾つかの警察地區 (*Police District*) に分たれる。一地區に於ける責任は更に分たれ最終は最末端に在る交替にまで至る。是に於て警察地區は現在地域の儘で警察 (地區) 長 (*Police Captain*) を長とし、警察 (地區) 長は其の地區に於ける一般的の法の執行と其の管轄下に在る警察職務の適當な監督と遂行及保人等に關して、府縣監視 (*Prefectural Superintendent*) に對し其の責に任ずる。

本条及び別表とに届いた行政的監督 (*administrative control*) は執行的監督 (*operational control*) に含まれない警察事項凡て管理 (*manage*) 執行 (*operate*) することを意味する。行政的監督は法律執行の過程 (*Process of carrying on law enforcement*) であつて、法律及び秩序の維持に際し警察隊を用いること。事件の起

る以前及びその事件の間に於て法律執行の手續を計畫し實行すること及び法律に依つて定められた管轄地域に於て警察力を使用することを包含してゐる。行政的監督と執行的監督とは、兩者が結合された時に於ては、法律及び秩序に反對する力に對し之に打勝ち又之に對し優勢を維持する目的の下に警察隊及び警察裝備を使用する計畫をなすことを包含し、又國家緊急時に於て全警察を執行的に使用することを包含する。

警察と檢察官との關係は次の如き様式である。即ち檢察官は犯罪の捜査も犯罪容疑者の逮捕も共に命ずる (*direct*) ことが出来る。併し刑事訴訟法の定めるところに従はねばならないことである。

a 法律により設置されたN、R、P、の警察力は、道府縣公安委員会の執行的監督の下に、法律により限定されるものであるが、地方当局より援助の要求があつた場合、その警察力は自治体の境界内に延長される。

b 法律により設置されたN、R、P、の警察力は、犯罪の抑壓、捜査及び犯人の逮捕に當り、市内又は町内に入つて追跡する権限を有する。但し犯人の行動がN、R、Pの直轄地域に始まり、又は直轄地域に及び、或は直轄地域で行はれたものであることを要する。

。 N、R、Pは、常に法律に従つてその権限を行使しなければならない。

五 N、R、Pは國家地方警察部隊及び自治体警察隊に對し、非常事態に於ける執行的管理を担当しなければならない。非常事態とは、

1650
C. J. & F. ...
15%

國家の安寧に關はり、又影響あるものであつて、法律の定めるところにより、内閣總理大臣によつて、全警察力の統制が行はれる。

六 地方自治体の公安委員會の監督下に活動し、同委員會に對して責任を有する獨立の自治体警察は、連合軍最高司令部民間情報局公安課の警察専門家の技術的指導により、設置すること。同課は、これら警察隊の設置について、政府を援助する。

七 市及び人口五千以上の町々の警察力の移譲は、現在開會中の議會によつて立法化し、制定後九十日以内に完了せしめられるであらう。

八 日本警察の警察官の總數は十二万五千を認めてはならない。

N、R、Pに認められる警察力は三万と定める。各自治体警察力は、法律に依つて改められない限り、差當り現行通りとする。

(以下附表ノ説明ハ別紙六ト同ジ)

新警察制度について

第一 特徴

- 一 警察行政にも一般行政の原則をそのまま適用したいは、これに従つて、警察でも一人の行政長官による統制（ワンマンコントロール）を排して多衆による監督（ポビュラリコントロール）の制度をとつた。
- 二 地方分権を徹底して、勢力を弱くすると共にそこでもポビュラリコントロールを徹底した。
- 三 警察國家的な觀念の完全な拂拭を盡つた。
- 四 漸進的或は實情に即する改革はこれを否定して、即時永久的改革を企圖した。
- 五 府縣知事の権限を極めて無力なものとした。
- 六 ポビュラリコントロールを徹底した結果、國會や、總理大臣

一、我々...
（以下省略）

今如...
（以下省略）